

事業者排出量削減計画書

		<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更					
(宛先) 京都府知事		令和 5年 9月 27日					
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 大阪府豊中市千成町3丁目5番3号		氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 松尾電機株式会社 代表取締役社長 常俊 清治 電話番号：06 - 6332 - 0871					
主たる業種	電子部品（コンデンサ）の製造、販売	細分類番号	2 8 2 1				
事業者の区分	京都府地球温暖化対策条例施行規則	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号					
計画期間	令和5年4月から令和8年3月まで						
基本方針	取得している環境マネジメントシステムの運用により、エネルギー使用量の削減、再生可能エネルギーの推進、廃棄物の発生抑制、リサイクルの推進を実行する。						
計画を推進するための体制	会社の環境管理活動推進組織のもと、実施計画の策定、月毎の進捗管理を実行する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (令和2～4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	3,495.1 トン	3,544.7 トン	3,415.4 トン	3,221.6 トン	-2.9 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	3,585.7 トン	3,314.7 トン	2,889.0 トン	2,381.3 トン	-20.2 パーセント	
	目標の根拠	基準年度の値に対し、令和5年度はΔ2%、6年度はΔ4%、7年度はΔ6%の削減目標を掲げ、基準年度平均Δ4%削減する。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	増減率
	工場	事業活動に伴う排出の量 生産数(百万個)	7.28	8.21	7.91	7.46	7.97 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	設備の適正管理により生産数を維持しながら排出量を削減する。					
重点的に実施する取組の実施計画		基準年度 (令和4年度)	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考	
		12 パーセント	12 パーセント	25 パーセント	37 パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	令和5年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法、管理標準に基づく設備の運転管理を実行する。</li> <li>生産数に合わせた設備の稼働調整を実行する。省エネ設備への更新を推進する。</li> </ul>					
	令和6年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法、管理標準に基づく設備の運転管理を実行する。</li> <li>生産数に合わせた設備の稼働調整を実行する。省エネ設備への更新を推進する。</li> </ul>					
	令和7年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>省エネ法、管理標準に基づく設備の運転管理を実行する。</li> <li>生産数に合わせた設備の稼働調整を実行する。省エネ設備への更新を推進する。</li> </ul>					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	なし					
	上記の措置を採用する理由	立地的に公共交通機関の利用では通勤困難となるため実施しない。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度 (令和5年度)	第2年度 (令和6年度)	第3年度 (令和7年度)	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	地域産木材の利用によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	66.4 トン	152.4 トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0 トン	0 トン	0 トン			
合計	0.0 トン	66.4 トン	152.4 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	排出物の削減						
特記事項	第四計画期間の超過削減量1377.9tonについて、令和5年度に230.0ton、令和6年度に460.0ton、令和7年度に687.9tonをそれぞれ差し引いて計算した。						

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。  
 5 「重点的に実施する取組の実施計画」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。